



平成12年11月7日
福祉局

児童相談所と子どもの虐待防止センターとの協定書締結について

今月20日に施行される「児童虐待の防止等に関する法律」においては、国及び地方公共団体と民間団体との連携の強化が規定されました。（第4条）

東京都では、児童相談所（以下「児相」という。）と社会福祉法人子どもの虐待防止センター（以下「防止センター」という。）との間で積極的に連携を進めていくため、11月6日に協定書を締結しました。

1 協定書締結の目的

個別具体的な児童虐待ケースの解決のためには、児相と防止センター相互の密接な協力関係が不可欠であるとの認識に立ち、積極的に連携を進めていくことを目的としている。

2 協定書の内容

連携に際しては相互の情報交換が不可欠である。今回の協定書では、児相と防止センターが、相談者との信頼関係やプライバシー保護に配慮した上で、ケースへの援助のために相互に情報提供を図っていくこととした。

また、防止センターには法的な守秘義務はないが、児相が防止センターに情報提供するに当たり、協定書の形で防止センターの守秘義務を定めることにより、秘密の保持に責任を持たせることとした。児相の守秘義務については、地方公務員法及び児童福祉法が適用されることは当然であり、協定書がその範囲を逸脱するものではない。

3 今後の具体的な連携内容

（1）虐待する親からの相談の受け止めと援助

最近、児相では虐待する親本人からの相談は少なく、近隣や関係機関からの通告に基づいて強制的に介入することが多い。他方、防止センターには親からの相談を中心に年間約4,000件の相談が寄せられている。公的機関にはない相談のしやすさは民間団体のメリットである。防止センターへの相談の中で、児相が関わるのが適切なケースについては、児相へつなげてもらい、両者が連携して家族への援助に当たる。

（2）治療プログラムの一つとしてのMCG（虐待する母親のための治療グループ）

との連携

虐待する親への援助については、児相としても取り組むべき課題であるが、児相に拒否的な親の場合には、子どものケアは児相が行い、親のケアはMCGが受け持つという役割分担を期待している。

(3) 専門スタッフによる助言

児相が強制的な介入機能を果たすことにより、親と対立関係になることが多く、弁護士や医師など専門的な立場からの判断は欠かせない。防止センターの医師、弁護士、大学教員等専門スタッフの助言を必要とするケースは多い。

〔参考〕

子どもの虐待防止センターは、平成3年に発足後、電話相談、MCG（虐待する母親のための治療グループ）、広報・啓発活動などを行い、民間の児童虐待の専門機関として先駆的な役割を果たしてきた団体である。

問い合わせ先

東京都児童相談センター虐待対策課 芦田
電話 03(3208)1121 内線271

協 定 書

東京都児童相談センター及び都内の各児童相談所（以下、「児童相談所」という。）と社会福祉法人子どもの虐待防止センター（以下、「防止センター」という。）は、個別具体的な児童虐待ケース（以下、「個別ケース」という。）の解決のために相互の密接な協力関係が不可欠であるとの認識に立ち、その協力関係における情報提供及び人の秘密の取扱いについて、以下のとおり合意した。

1 児童相談所及び防止センターは、個別ケースの解決のため、相互の密接な連携協力を努めていくものとする。

2 児童相談所は、個別ケースを援助するに当たり、防止センターに対し、同センターが所有する当該ケースに関する情報であって、かつ、児童相談所が当該ケースを援助するのに必要な情報の提供を求めることができる。

ただし、防止センターは児童相談所に情報を提供することについて、相談者との信頼関係を損なうおそれがあると認めるときは、児童相談所に提供する情報を制限することができる。

3 防止センターは、前項の情報提供に当たり、児童相談所に対し、当該情報を当該

保護者、当該児童を含む第三者に開示しないよう求めることができる。

4 防止センターは、個別ケースを援助するに当たり、児童相談所に対し、児童相談所が所有する当該ケースに関する情報であって、かつ、防止センターが当該ケースを援助するのに必要な情報の提供を求めることができる。

ただし、児童相談所は、児童福祉法その他の関係法令の趣旨に照らし、情報提供する正当な理由がないと認めるときは、防止センターへ提供する情報を制限することができる。

5 防止センターは、正当の理由なく、前項の情報提供により知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

児童相談所は、前項の情報提供に当たり、防止センターに対し、当該情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めることができる。

6 児童相談所に情報提供を求めることができる防止センターの職員の範囲及び守秘義務の取扱いについての細目は防止センターが別に定める。

7 協定書の内容に疑義が生じた場合又は協定書に定めがない事項については、児童相談所と防止センターが協議の上決定する。

児童相談所及び防止センターは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成12年11月6日

東京都児童相談センター 所長 大久保 隆

社会福祉法人子どもの虐待防止センター 理事長 上出 弘之